

令和3年度 第1回中央区成年後見制度利用促進審議会 会議記録

●日 時：令和3年9月6日（月）午後6時30分～7時50分

●場 所：社会福祉協議会3階会議室

●出席者：【委員】13名

委員長 宮崎 牧子（大正大学人間学部教授）
副委員長 相原 佳子（野田記念法律事務所）
竹見 敏彦（中央区医師会）
安藤 博規（東京弁護士会）
安井 正登（成年後見センター・リーガルサポート東京支部）
東 早苗（東京社会福祉士会）
前場 京子（お江戸日本橋歯科医師会）
松本 多美（中央区民生・児童委員協議会）
水野 みゆき（日本橋おとしより相談センター）
島田 有三（基幹相談支援センター）
安部 信之（中央区社会福祉協議会成年後見支援センター「すてっぷ中央」）
田中 智彦（福祉保健部長）
吉田 和子（高齢者施策推進室長）

【事務局幹事】

春貴 一人（福祉保健部管理課長）
石井 操（福祉保健部生活支援課長）
小菅 賢太郎（福祉保健部障害者福祉課長）
早川 紀行（福祉保健部高齢者福祉課長）
平川 康行（福祉保健部介護保険課長）
井上 一雄（中央区社会福祉協議会在宅福祉サービス部長）

〈欠席者〉 吉川 秀夫（福祉保健部健康推進課長）

（敬称略：順不同）

●傍聴人：0名

●議事次第

- 1 開会
- 2 福祉保健部長挨拶
- 3 委員・幹事紹介
- 4 委員長の選出
- 5 副委員長の選出
- 6 議題
 - (1) 中央区成年後見制度利用促進審議会の検討事項について
 - (2) 中核機関の取組について
- 7 報告事項

(1) 中央区成年後見制度利用促進計画の策定について

(2) 令和2年度事業報告について

8 閉会

●配布資料

中央区成年後見制度利用促進審議会設置要綱

中央区成年後見制度利用促進審議会委員名簿

中央区成年後見制度利用促進審議会傍聴人規則（案）

資料1 中央区成年後見制度利用促進審議会の検討事項について

資料2-1 中核機関の設置及び今後の取組について

資料2-2 基礎講習修了者向けフォローアップ研修の充実について

資料2-3 親族後見人等に対する継続的な見守り・支援について

資料3-1 中央区高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画『一部抜粋』

資料3-2 中央区障害者計画・第6期中央区障害福祉計画・第2期中央区障害児福祉計画『一部抜粋』

資料4-1 令和2年度 成年後見制度利用促進に係る区の取組 事業報告

資料4-2 令和2年度 成年後見支援センター「すてっぷ中央」事業報告

資料5 意見票 ※当日配布

[参考資料] 中央区成年後見制度利用促進審議会座席表

ご存じですか 成年後見制度（リーフレット）

次第	発言者	議事の状況又は発言内容
1 開会	春貴管理 課長	開会のあいさつ 委員の出席状況について報告
2 福祉保健部長挨拶	田中福祉 保健部長	福祉保健部長あいさつ 本区の成年後見制度の利用促進に向けては、令和元年7月に利用促進検討会議という名称で会を立ち上げ、成年後見制度に関する現状や課題の共有から始めてきた。令和2年2月には組織を拡大しつつ検討委員会へと名称を変更し、約1年間の期間の中で5回という非常に多くの会議を設定させていただいて、協議を行い、本年3月に成年後見制度利用促進計画を策定した。そして本日、審議会として改めて名称を変えて、第1回目の開会に至ったという経緯である。 この4月には、本区と社会福祉協議会が中核機関としての位置づけになり、今後ますます成年後見制度の利用促進に向けた取組を進めて参りたいと考えている。しかしながら、まだ課題も多いと感じており、本審議会において皆様のご意見を伺いながら、今後の施策や取組に生かしていきたいと考えている。ご協力お願い申し上げ、冒頭のご挨拶とさせていただく。
3 委員・幹事紹介	春貴管理 課長	配布資料（中央区成年後見制度利用促進審議会委員名簿）により委員・幹事の紹介
4 委員長選出	春貴管理 課長	配布資料（中央区成年後見制度利用促進審議会設置要綱）により委員長の選出について説明 宮崎委員を委員長として選出（委員の互選）
	宮崎 委員 長	委員長として、皆様のご協力をいただきながら務めさせていただきたいと思う。年を取っても、あるいは障害があっても、安心して暮らしていく区にしていくために、この成年後見制度の利用が進んでいくよう、委員の皆様が日頃から感じている事などをこの審議会の中で活発にご意見いただきたいと思う。ご協力をよろしくお願ひいたします。
5 副委員長選出	春貴管理 課長	配布資料（中央区成年後見制度利用促進審議会設置要綱）により副委員長の選出について説明

		相原委員を副委員長として選出（委員の互選）
	相原副委員長	社協の専門相談は本当に長い間関わらせていただいている。私は立場上、後見人等にはならずに、リーガルサポートや弁護士会などの方にお願いするというのを長年やっているが、職員の方々も非常に熱心にご尽力されているため、微力ではあるが、この会がますます発展するよう力を尽くさせていただければと思ってい る。よろしくお願ひいたします。
(会議の公開、傍聴、配布資料の確認)	宮崎委員長	会議の公開、傍聴、議事録の作成について説明を求める。
	春貴管理課長	配布資料（中央区成年後見制度利用促進審議会設置要綱）によ り会議の公開、傍聴、議事録の作成及び会議の録音について説明 傍聴人規則の制定について、要綱第11条「審議会に必要な事 項は、委員長が定める」に基づき、委員長に依頼
	宮崎委員長	傍聴人規則の制定について、机上に「中央区成年後見制度利用 促進審議会傍聴人規則（案）」を配布している。この案について、 ご質問、ご意見はあるか。 (質問・意見なし)
	宮崎委員長	ないようであれば、本案のとおり制定させていただく。
	春貴管理課長	傍聴希望なしの旨を報告 配布資料を確認
6 議題		
(1) 中央区成年後見制度利用促進審議会の検討事項について	宮崎委員長	議題(1) 中央区成年後見制度利用促進審議会の検討事項につ いて説明を求める。
	春貴管理課長	資料1について説明
	宮崎委員長	今の説明について、ご質問、ご意見はあるか。

		(質問・意見なし)
	宮崎委員長	ご質問・ご意見がなければ、本会はこの流れで進めていく。
(2) 中核機関の取組について	春貴管理課長	資料2-1、2-2、2-3について説明
	相原副委員長	<p>社会貢献型後見人等について伺いたい。資料2-2に基づき講習修了者32人と記載されているが、社会貢献型後見人等は大体どのくらいの年齢層の方が待機していたり研修を受けたりしているのか教えていただきたい。おそらく、社会貢献ができる余裕がある方や、ある程度仕事等が一段落した方が多いのではないかと思うが、その点についても伺いたい。</p> <p>また、利用促進計画では、親族後見人等に関する継続的な支援が中核機関にかなり期待されているかと思われる。ほかにも取組や課題に書いてくださってはいるが、従前よりも力を入れていきたい点などがあればご紹介いただきたい。</p>
	宮崎委員長	事務局、いかが。
	安部委員	<p>実際に取組を行っております私ども「すてっぷ中央」から、現状についてご説明させていただく。</p> <p>まず、社会貢献型後見人等の年齢層については、基礎講習修了者のうち、後見活動メンバーとして登録されている方は60代の方が一番多い。一番若い方は40代後半で、70代半ばまでの方が登録されている。幅広い年代層の方が登録されているが、実際に受任されている方は60代の方が多い。また、フルタイムで働いているような方も数名ご登録いただいており、そういう方たちは、権利擁護支援事業の支援員としての活動や研修の際には有休を取ったり、不定休の方は休みに合わせて参加したりするなど、皆さんかなり熱心に、高いモチベーションを持って参加されていると感じる。</p> <p>親族後見人等に対する継続的な見守り支援については、今までにも、家庭裁判所での親族後見人に対する説明会でチラシを置かせてもらったり、相談に来た親族後見人等に対して「このような取組をしている」という案内をしたりしていたが、こちらからア</p>

	<p>アプローチができないのが課題だと感じていた。今後は、資料2－3にも記載しているとおり、相談に来た方に関しては、申立するかどうか、また受任できるかどうかは関係なく、親族後見人等をやりたいというお話があれば、アンケートを渡して、その結果を教えてもらうという取組を行っていく予定である。</p> <p>資料2－2、1ページ目の下部に書いてあるが、実際、中央区の場合、親族後見人等の選任は年間10人に満たない程度なので、どこまで親族後見人等を把握できるか分からぬが、まずはこのアンケートでこちらからアプローチをするところから実施していきたいと考えている。</p>
宮崎委員長	そのほかにいかがか。
竹見委員	<p>資料2－1に、各専門職団体の地域関係者等の情報共有の場として、地域関係者ネットワーク会議（仮称）の開催を予定していると記載されている。大変有意義な集まりになるだろうと思うが、これを開催した場合にどういう内容で会を持つか、端的に言えば、これが開かれた場合の式次第はどういう内容になるのかということについて、現時点での案があれば教えていただきたい。</p>
井上在宅福祉サービス部長	<p>初めて設ける会議体であることから、最初から形を決めるのは難しい。まずは幅広い団体から集まつていただくことを目的としている。例えば、今まででは金融機関等は入っていなかったが、成年後見制度に関わる幅広い団体・組織等の方々にご賛同をいただき、まず顔合わせをして、その中で今後どのような形で情報共有していくべきいいのかという点についても検討していきたいと考えている。</p> <p>今年度は初めての実施であるため、1回を予定しているが、今後、回数を増やしながら、内容や進め方について検討し、その都度バージョンアップしていきたいと考えている。</p>
竹見委員	<p>金融機関等に声をかけるというのは非常に大事なことである。そのような関心をお互いに寄せなくてはいけない関係であると考えている、というメッセージにもなる。</p>
宮崎委員長	<p>そのほかにいかがか。</p> <p>東委員、いかがか。</p>

東委員	親族後見人等の継続的な見守り支援について、なぜそれが必要かというと、成年後見制度は本人の権利を守るための制度であることから、それが親族後見人等でも専門職後見人等でも、後見人等がついていることで本人の権利が守られているかどうかを把握するためであると私は解釈している。そのために、必要な情報等を得るために地域連携ネットワークを構築し、そこで気がついたことを上げていただき、本人の権利がしっかりと守られて生活ができているかを確認していくという点が抜け落ちているのではないかと感じた。そこは忘れてはいけないのではないかと考える。
宮崎委員長	事務局、いかがか。
春貴管理課長	まず、実態としてどのような課題があるか、社協からお話をいただきたい。
安部委員	親族後見人等からの相談やつながりについては、現状では困らないと相談に来てくれないことが多く、「すてっぷ中央」でも接点を持てないという状態である。そういう点では、委員の仰るとおり、まずはそのつながりをつくって、本人（被後見人等）がどういう支援を受けているのか、どのような場所でどのような生活をしているのかを把握していく必要がある。まずは実態を把握した上で、本人（被後見人等）の権利が守られていくように取り組んでいければ良いと思う。
春貴管理課長	実際に支援を行っている「すてっぷ中央」からお話をあったが、確かに委員が仰るとおり、後見人等による後見活動が適切に行われ、本人（被後見人等）の権利が守られていることを確認するというのが、継続的な見守り支援を行う意味であり、地域連携ネットワークを構築する目的であると考えている。親族後見人等の継続的な見守り・支援の実施にあたっては、いただいたご意見を踏まえ、その目的をしっかりと認識した上で取り組んでいきたい。
宮崎委員長	その他に、いかがか。
安藤委員	親族後見人等の見守り支援の方向性自体には全く異論はない。

しかし、我々専門職は法律上守秘義務を課されていて、意見交換や情報提供をする場合は、その辺りへの配慮が当たり前の前提として動いているところはあるが、親族後見人等ということになると、被後見人等との間で利益相反になるようなケースもないわけではないと考えている。法律上、後見人等の守秘義務という概念はあるかもしれないが、そういう問題を意識しないであらゆる情報を共有することは、私は控えたほうがいいのではないかと考える。方向性として情報共有して交流していくということ自体に異論はないが、守秘義務の問題は念頭に置いておいて、社会貢献型後見人等も親族後見人等も同様に、何でも情報共有するという話ではないということは留意したほうがよろしいかと思う。

宮崎委員長

事務局、いかがか。

春貴管理課長

実施に当たっては、今、委員からお話をあったところに留意しながら進めていければと考えている。

宮崎委員長

島田委員、その他にいかがか。

島田委員

資料2－2の社会貢献型後見人等養成事業の概要等について伺いたい。1の（1）に、「比較的取り組みやすい事例について、後見人等候補者として申立人に紹介する」とある。おそらく、顔合わせを行った上で色々と確認して決めていくのだと思うが、今後、顔合わせから受任後までの各段階で、本人に対して支援が必要となった場合に、例えば本人が障害のある方の場合、社会貢献型後見人等あるいはその候補者とあまり面識がない中で急に色々な事務的なやり取りをするのはすごく大変なのではないかという点が気になっている。例えば、基幹相談支援センターやおとしより相談センターなどすでに関係性を構築できている方の場合、同席させていただくようなことは実際にあるか、また、同席させていただくことが可能なのかということを含め伺いたい。

安部委員

現時点では基本的に、社会貢献型後見人等は、施設に入所している方に対して後見活動をしているため、在宅で生活している方のように、基幹相談支援センターやおとしより相談センターが関わるケースはほとんどないのではないか。ただ、先ほどの地域連

	<p>携ネットワークのように、地域でチームをつくる支援していくというときは、関係機関の皆様にも参加していただきて、本人が望む生活を送れるような支援体制をつくりていきたいと考えているため、その際はご協力いただければと思う。</p>
宮崎委員長	相原委員、その他にいかがか。
相原副委員長	<p>具体的なケースになると、意思決定支援という言い方もあるが、本人のための権利行使であること、本人が何をしたいかという意思を尊重することが非常に重要であるというのは、絶対に忘れてはいけないことだと思う。</p> <p>ただ、一方で相談として多いのが、金融機関に来て、消費者被害が疑われるような支出をしようとしているのを止めたいとか、誰か特定の方に騙されているのではないかと思われる支出を、本人のためにどうするべきかという案件で、非常に悩ましい。先ほどの質問にもあったように、利益相反的な問題もあるということで、書いている内容は非常にそのとおりであるが、現場になると悩ましいところが多い。どの範囲の方にまでその話を情報として共有できるのかというご指摘もあったが、おそらく、一つ一つクリアしていかなければいけないと思う。この取組や、会議でどこまでの情報を出せるのかなど、「すてっぷ中央」にとっては大きな課題になると思う。</p>
宮崎委員長	<p>その他にいかがか。</p> <p>それでは、私からもお伺いしたい。社会貢献型後見人等養成基礎講習の開催については、参加する方が少ないため港区と中央区が合同で実施しているということだが、23区全体を見たときも比較的そのような状況となっているのか。</p>
安部委員	市部では、5つの市が共同で多摩南部成年後見センターを運営しており、社会貢献型後見人等養成基礎講習についても合同で実施しているようであるが、23区では港区と中央区だけであると把握している。
宮崎委員長	講習等を実施するときの経費については、両者で話し合いをして、大体半々などという形をとっているのか。

	安部委員	そうである。折半して同じだけ負担するという形である。
	宮崎委員長	将来的に、講習を受ける方が増えてきた場合は、独立というか、それぞれ社協でやっていくというようなことだろうか。
	安部委員	現時点では、当面の間、港区は毎年2、3名の養成、中央区は3名程度の養成ということで予定しているため、将来的な話は養成する数が増えてきたときにまた検討していかなければいけないと思っている。
	宮崎委員長	中央区と港区は、共通する特別な状況などがあるのか。
	安部委員	中央区では、高齢者のみ世帯や高齢者の独居世帯が多いという特徴がある。マンションで独り暮らしをしている方が多いという点では港区と共通している。
	宮崎委員長	そのほかご意見、ご質問などあれば、伺いたい。 (意見・質問なし) それでは、ご意見、ご質問は無いようなので、中核機関の取組についてはこのように進めていくこととする。
7 報告事項		
(1) 中央区成年後見制度利用促進計画の策定について		
	宮崎委員長	報告事項(1)中央区成年後見制度利用促進計画の策定について、報告を求める。
	平川介護保険課長	資料3－1について説明
	小菅障害者福祉課長	資料3－2について説明
	宮崎委員長	只今の2つの説明について、ご意見・ご質問はあるか。
	安井委員	今、説明いただいた資料3－2の94ページについて伺いたい。

		「施策9 障害者の権利擁護と虐待防止」の主な取組の、(2) 成年後見制度の利用促進の中で、「法人後見の実施検討などを行います」とあるが、法人後見もご検討されるということか。
	安部委員	法人後見については、以前は社会福祉協議会で法人後見をやっていたという経緯があり、3件ほど受任したケースがある。中央区は土地柄、専門職のご協力を得やすく、また、今は法人後見を受任できる団体も複数あることから、それらの団体を申立人に紹介してつないだり、団体と連携して制度利用の支援をしたりしている。今後、どういった法人後見が中央区に必要なのか、法人後見を社協が受任する場合の課題などを検討していきたいということで、計画に記載されたものと思っている。
(2) 令和2年度事業報告について	宮崎委員長	報告事項(2)令和2年度事業報告について、報告を求める。
	春貴管理課長	資料4－1について説明
	井上在宅サービス部長	資料4－2について説明
	宮崎委員	今の事務局の説明について、ご意見、ご質問はあるか。 (意見・質問なし) では、ご意見、ご質問がないようなので、ご発言のない方で何か一言、ご感想等述べていただけたらと思う。前場委員、いかがか。
	前場委員	生まれてからずっと障害福祉サービスを利用して生活してきた方が、ある年齢に達して、高齢者として介護保険サービスを利用しなければならなくなったりした場合、本当に全く違った分野で、実際に利用するとなると難しい。判断能力が不十分な方の場合、成年後見制度を利用していないとその移行が困難であるというのを、今実際に体験している。成年後見制度が、高齢者だけ、障害者だけということではなく、高齢であり障害であり2つ抱えている者にとっても、本当に使いやすいものとなることを望んでいる。
	宮崎委員	障害のある方たちもいずれ高齢者になっていくため、そういう

長	た状況の方が利用しやすい制度になれば良い、ということだろう。 松本委員、いかがか。
松本委員	民生・児童委員でも、成年後見制度をあまりよく知らないという方が多い。私自身が勉強して、少しでも分かりやすいようにこの制度を説明していきたいと思っている。
宮崎委員 長	民生・児童委員の方々も日頃の活動の中で、こういう方が成年後見制度を利用されたら良いんだろうと思われることがあると思う。パンフレットなどもぜひ活用しながら説明していただきたい、また、勉強会などもぜひお願いしたい。 水野委員、いかがか。
水野委員	コロナ禍でコロナ関係の相談が大変増えている。少し前までお元気だった高齢者の方が、家族でコロナに感染し亡くなってしまったケースや、認知症の方で、介護や金銭管理をしていた家族がコロナに感染して長期の入院となったことにより、本人のお金がどこにあるか分からず、こちらがサービスを利用させたいと思ってもすぐには利用につなげることができないケースがある。そのケースについては、現在口座等について調査中であるが、今後迅速に対応する必要が出てくるかもしれない。成年後見制度の利用が必要な方がすぐに利用できるように、関係機関との連携をさらに強化する必要があると感じている。 コロナの感染で、あっという間に体調が変わり、意識がなくなったり、また死亡したりするというような事例もある。社会の状況が変わる中で、制度を必要とする人への対応の迅速化が一層求められているというのを、委員の皆様のお話を聞いていて強く感じた。
宮崎委員 長	他に、ご意見・ご質問はあるか。 (意見・質問なし)
	それでは、最後に次回の日程について、先ほど事務局から説明があったとおり、令和4年の2月中旬を予定している。委員の皆様、よろしくお願ひいたします。 では、最後に事務局から連絡事項等あればお願ひしたい。

	春貴管理 課長	ただいま委員長からお話しいただいたとおり、次回の日程については2月中旬を予定している。開催日の1か月ほど前に開催通知をお送りする予定である。 また、机の上に配付している意見票については、本日発言できなかつたことなどを記載していただき、9月21日までに事務局までご提出いただきますようお願い申し上げる。以上である。
8 閉会	宮崎委員 長	閉会の挨拶